（司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部改正）

第二条　司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（修習専念資金の額） **第三条**　［略］ 2　修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、次の各号のいずれかに該当する場合において、修習専念資金の額の変更を申請したときは、修習専念資金の額を一貸与単位期間につき十二万五千円に変更する。 ［一・二　略］ 三　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる子を除く。）がある場合 ［3～6　略］	（修習専念資金の額） **第三条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合 ［3～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第二条　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する規則第三条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対しては」と、同条第二項中「五　重度心身障害者」とあるのは「五　重度心身障害者　六　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

府　令

○内閣府令第二十一号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）第一条第三項、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第八項並びに第五条の規定に基づき、金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令

（用語）

第一条　この府令において使用する用語は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情）

第二条　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　参考人等が金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）第十五条若しくは第二十条第二項の規定による審判手続の期日若しくは場所又は同令第六十三条に規定する出頭命令書に記載された出頭すべき日時若しくは場所の変更を受けた場合

二　参考人等が死亡した場合

三　参考人等が負傷し、又は疾病にかかった場合

四　その他前三号に準ずる事情があったと認められる場合

（審判手続の期日の変更を受けた場合等における旅費の請求）

第三条　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる額とする。

一　令第一条第一項に規定する旅費の各種目について、令第二条の規定により計算した額と参考人等が現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

二　前号に掲げる額のほか、手数料その他の審判手続の期日又は場所の変更等に伴い請求することができるものとして金融庁長官が相当と認める額